

## ○渡島廃棄物処理広域連合事務局設置条例施行規則

(平成12年10月24日規則第3号)

改正 (平成14年12月1日規則第1号)

改正 (平成15年4月1日規則第1号)

改正 (平成23年3月14日規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、渡島廃棄物処理広域連合事務局設置条例(平成12年条例第7号)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務分掌)

第2条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 事務局の庶務及び経理に関すること。
- (2) 渡島廃棄物処理広域連合(以下「広域連合」という。)の予算及び決算に関すること。
- (3) 広域連合の財産の取得、処分に関すること。
- (4) 広域連合の契約に関すること。
- (5) 職員の人事及び給与その他の給付に関すること。
- (6) 行政機関、関係団体等との協議及び調整に関すること。
- (7) 広域計画の立案及び実施に関すること。
- (8) その他広域連合の管理運営に関すること。
- (9) 廃棄物の処理計画の策定に関すること。
- (10) ごみ処理施設及びごみ運搬中継施設の施設整備に関すること。
- (11) ごみ処理施設及びごみ運搬中継施設の維持管理に関すること。
- (12) 廃棄物の輸送に関すること。
- (13) その他ごみ処理施設及びごみ運搬中継施設の運営に関すること。

(職員)

第3条 事務局に事務局長を置く。

- 2 事務局に参事、主幹その他必要な職員を置くことができる。

(職務)

第4条 事務局長は、広域連合長の命を受け広域連合の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 参事及び主幹は、上司の命を受け、その所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 その他の職員は、上司の命を受けて一般事務に従事する。

(職位)

第5条 事務局長は部長職、参事は課長職、主幹は係長職とする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年12月1日規則第1号)

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日規則第1号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月14日規則第1号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。